

70歳以上の方の医療費のご案内

医療機関や薬局に支払う医療費は、所得状況に応じた窓口での負担割合と、

1か月あたり(1日～末日まで)の自己負担限度額が決められています(高額療養費制度)。

＜ 現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱ、住民税非課税世帯に該当する方 ＞

加入している健康保険から『認定証』の交付を受けることで、窓口での支払いをそれぞれの所得区分の自己負担限度額に留めることができます。手続きは裏面をご確認ください。

■ 自己負担限度額(月額)の一覧表

(65歳以上の方で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります)

負担割合	所得区分	自己負担限度額		
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	多数該当 ※1
3割	現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額が83万円以上の方)	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%		140,100円
	現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額が53万円~79万円の方)	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%		93,000円
	現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額が28万円~50万円の方)	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%		44,400円
2割・1割 ※2	一般	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円	44,400円
	低所得Ⅱ (住民税非課税の方)	8,000円	24,600円	X
	低所得Ⅰ (年金年収80万円以下など)	8,000円	15,000円	

※1 多数該当：過去1年以内に同じ世帯(同一被保険者)で、3回以上高額療養費に該当した場合には、4回目からは自己負担額が引き下げとなります。所得区分「一般」の外来での高額療養費に該当した回数は含まれません。

※2 負担割合：令和4年10月1日より後期高齢者医療保険制度に加入している方の負担割合が一部変更となりました。

■ 自己負担限度額の対象外になるもの

・入院時の食事代

所得の区分		1食あたりの食事代
一般		490円
非住民 課税	低所得Ⅱ	90日までの入院…230円 90日を超える入院…180円
	低所得Ⅰ	110円

難病医療費助成制度を利用している所得区分「一般」の方の食事代は1食280円です。低所得Ⅰ・Ⅱの方は左表と同様です。

- ・診断書等の文書料
- ・差額ベッド代
- ・レンタル代(病衣・タオル・日用品など)
- ・保険適用外の診療
- ・居住費
- ・おむつ代

など

■ 『認定証』の手続きについて

裏面で所得区分を確認のうえ、以下の手続きをしましょう。

現役並み所得の方で所得区分がⅠ・Ⅱの方 ➡ 『**限度額適用認定証**』

住民税非課税世帯の方 ➡ 『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』

※所得区分や1か月ごとの自己負担限度額は表面を参照

※『認定証』には有効期限があります。申請した月の1日から有効なものが発行されます。

■ 申請窓口

国民健康保険・後期高齢者医療保険制度： お住まいの区市町村の国民健康保険・後期高齢者医療制度の担当課

全国健康保険協会（協会けんぽ）： 健康保険証に記載された全国健康保険協会の各都道府県支部

健康保険組合・共済組合など： 健康保険証に記載された健康保険組合・共済組合など

■ 必要なもの

申請書、健康保険証

マイナンバーの確認や身分証明書の提示、印鑑が必要な場合があります。各申請窓口にご確認ください。

■ その他

- ・ 受診者・医療機関ごと（入院と外来、医科と歯科は別計算）に、1か月（1日～末日まで）に支払った保険診療の自己負担分が、高額療養費制度の対象になります。
- ・ 『認定証』の手続きが間に合わず窓口で医療費の支払いをした場合、後日、自己負担限度額を超えた分を払い戻す手続きができます。その際は、領収証と振込口座が分かるものが必要となります。
- ・ 同一の健康保険に加入している方は、すべての医療費を合計することができる場合があります。たとえば「同じ月に複数回受診している」「複数の医療機関を受診している」「院外薬局で薬の処方がある」などです。合計した金額が、その月の自己負担限度額を超えた場合は、後日払い戻す手続きができます。
- ・ 加入している健康保険によっては、付加給付があります。加入している健康保険にご確認ください。
- ・ 令和4年10月1日より後期高齢者医療保険に加入している方の医療費の負担割合が一部変更となりました。負担割合が1割から2割へ変更となった方には令和7年9月30日まで外来医療費の1か月負担増加額の上限を3000円までに抑える配慮措置があります。1か月の負担増加額の3000円を超えた分は、後日、高額療養費として払い戻されます（入院の医療費は対象外です）。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081, 2084, 2489）



国立研究開発法人
国立国際医療研究センター病院
National Center for Global Health and Medicine